

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

貨物名: _____
メーカー名: _____
品種及び等級: _____

CISTEC 2018.10.1
(平成30年10月1日施行政省令等対応)

V. 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄		
	いいえ	はい	記入欄
1) 様式別2-35-3の物質リストの5の化学物質並びにこれらが含まれた混合物であって、対象化学物質の質量の割合が1%(特定第一種指定化学物質である場合は0.1%)以上か	<input type="checkbox"/> 2)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
2) 次のいずれかに該当するものか ① 輸出しようとする物質に様式別2-35-3の物質リストの5の化学物質の含有が測定された場合または確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成23年3月31日薬食発0331 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合は除く。) ② 輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が0.05%を超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。 ③ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入り変圧器、紙コンデンサー、油入りコンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合	<input type="checkbox"/> 下記VI.(確認)へ	<input type="checkbox"/> 該当	